

○厚生労働省告示第十五号

健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第六十三号）附則第五条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

健康保険法施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十二年度以降経過措置基準率

平成三十年度に適用されるべき平成二十二年度以降経過措置基準率は、同年度における最高都道府県単位保険料率から同年度における平均保険料率を控除した率に七・二を乗じて得た率を十で除して得た率とする。